

コシエリ、グリアム・アモニアム・グリセリン酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルニコチン製剤、グリチルリチン酸モノアミン製剤、グリチルリチン酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、アロポエチン及びダルベポエチン

第9部 処置
J038 人工腎臓

- (1) (略)
- (2) 入院中の患者に人工腎臓を行った場合又は特掲診療中の患者の施設等の第一の二に規定する場合又はその他に認められる患者に該当する場合においては、「2」により過剰する。場合又はその他特認する場合とは、入院中の患者以外の場合である。
- ア 血液透析過剰を行った場合
- イ 生命に危険を及ぼす程度の重篤な出血性合併症（頭蓋内出血、消化管出血）を有する患者に対して血液透析を行った場合
- ウ 重大な視力障害に至る可能性が著しく高い、進行性眼底出血を有する患者に血液透析を行った場合
- エ 人工腎臓を使用する薬剤等に係る処方せんを交付された患者である場合
- (3)～(18) (略)

臭化アモニアム・グリセリン酸塩配合剤及びアダリムマブ製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルニコチン製剤、グリチルリチン酸モノアミン製剤、グリチルリチン酸塩配合剤、アロポエチン及びダルベポエチン

第9部 処置
J038 人工腎臓

- (1) (略)
- (2) 入院中の患者に人工腎臓を行った場合又は特掲診療中の患者の施設等の第一の二に規定する場合又はその他に認められる患者に該当する場合においては、「2」により過剰する。場合又はその他特認する場合とは、入院中の患者以外の場合である。
- ア 血液透析過剰を行った場合
- イ 生命に危険を及ぼす程度の重篤な出血性合併症（頭蓋内出血、消化管出血）を有する患者に対して血液透析を行った場合
- ウ 重大な視力障害に至る可能性が著しく高い、進行性眼底出血を有する患者に血液透析を行った場合
- (3)～(18) (略)

別添3
区分01 調剤料
(1)～(5) (略)
(6) 注射薬

イ (略)

ア 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射のために投与される薬剤（インスリン製剤、Ⅳ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥

別添3
区分01 調剤料
(1)～(5) (略)
(6) 注射薬

イ (略)

ア 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射のために投与される薬剤（インスリン製剤、Ⅳ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥

液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビンを複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体灌流液、在宅中心静脈栄養液、自己連続性腺激素ホルモンの放出、誘導体、ソマスタチン、アロペー、イオン交換樹脂、アノール製剤、グアネチン、イオン交換樹脂、抗腫瘍剤、アルブミン製剤、グアネチン、イオン交換樹脂、抗腫瘍剤、ゲルカール製剤、グアネチン、イオン交換樹脂、抗腫瘍剤、透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、ネルシコ、ペクチン、注射用水、ペグ化ポリエチレン、ネオプレン、ポリブチレン、クエン酸、フエリン酸、ナトリウム製剤、オクタノール、サメタン、ナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロールピロクセチン製剤、トキサミン製剤、プロクロクセルリン製剤、アムロジウム製剤、シムネン・エリスロポエチン及びダズルポエチン)に限る。(以下、省略)

(7)～(14) (略)

液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤 (活性化プロトロンビンを複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体灌流液、在宅中心静脈栄養液、自己連続性腺激素ホルモンの放出、誘導体、ソマスタチン、アロペー、イオン交換樹脂、アノール製剤、グアネチン、イオン交換樹脂、抗腫瘍剤、アルブミン製剤、グアネチン、イオン交換樹脂、抗腫瘍剤、ゲルカール製剤、透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、ネルシコ、ペクチン、注射用水、ペグ化ポリエチレン、ネオプレン、ポリブチレン、クエン酸、フエリン酸、ナトリウム製剤、オクタノール、サメタン、ナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロールピロクセチン製剤、トキサミン製剤、プロクロクセルリン製剤、アムロジウム製剤、シムネン・エリスロポエチン及びダズルポエチン)に限る。(以下、省略)

(7)～(14) (略)

「診療規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」(平成18年3月13日保医発第0313003号)の一部改正について

改正後	改正前
第1～6 (略)	第1～6 (略)
第7 医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合 (揭示事項等告示第7 関係) 第6に規定する医薬品以外の医薬品の養使用が認められる場合、場号は、号に厚生掲げる定める医薬品使用及びする場号又は厚生労働大臣の定める医薬品使用進第3項各号に掲げる先進医療に係る薬物を使用する場合であること。 2 (略)	第7 医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合 (揭示事項等告示第7 関係) 第6に規定する医薬品以外の医薬品の養使用が認められる場合、場号は、号に厚生掲げる定める医薬品使用及びする場号であること。 2 (略)
第8 (略)	第8 (略)
第9 厚生労働大臣が定める歯科材料の使用に係る場合 (揭示事項等告示第9 関係) 第8に規定する歯科材料以外の歯科材料の使用が認められる場合として、次の場合を定めたものであること。 ① 合金金合金又は白金合金を前歯部の鑄造歯冠修復に使用する場号 ② 揭示事項等告示第8に掲げる保険医療材料 (金属であるものに限る。) 以外の金属を総義歯の床部に使用する場号 ③ 薬事法第80条の3 第1項に規定する治験に係る機械器具等を使用する場合 ④ 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第3項各号に掲げる先進医療に係る機械器具等を使用する場合	第9 厚生労働大臣が定める歯科材料の使用に係る場合 (揭示事項等告示第9 関係) 第8に規定する歯科材料以外の歯科材料の使用が認められる場合として、次の場合を定めたものであること。 ① 合金金合金又は白金合金を前歯部の鑄造歯冠修復に使用する場号 ② 揭示事項等告示第8に掲げる保険医療材料 (金属であるものに限る。) 以外の金属を総義歯の床部に使用する場号 ③ 薬事法第80条の3 第1項に規定する治験に係る機械器具等を使用する場合

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等（掲示事項等告示第10関

保）

- 1 保険医が投与することができる注射薬としてインスリン製剤等を定めたものである。
- 2 在宅血液透析を行っている患者とは以下に定めるものであること。

① 在宅血液透析指導管理料を算定している患者

② 介護老人保健施設入所者であつて、当該介護老人保健施設内で人工腎臓を行っている患者

③ 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）の1の(1)から(8)に規定される施設に入所している者又はサージを利用している者であつて、当該施設内で人工腎臓を行っている患者

3 在宅腹腔灌流を行っている患者とは以下に定めるものであること。

① 在宅自己腹腔灌流指導管理料を算定している患者

② 介護老人保健施設入所者であつて、当該介護老人保健施設内で腹腔灌流を行っている患者

③ 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）の1の(1)から(8)に規定される施設に入所している者又はサージを利用している者であつて、当該施設内で腹腔灌流を行っている患者

4 (略)

第11 (略)

第12 処方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合（掲示事項等告示第12関係）

介護老人保健施設の入所者である患者に対する薬剤又は治療材料の支給を目的とした処方せんの交付の禁止の例外として、次の場合を定めたものであること。

- ① 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く。）の支給を目的とする処方せんを交付

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等（掲示事項等告示第10関

保）

- 1 保険医が投与することができる注射薬としてインスリン製剤等を定めたものである。

2 (略)

第11 (略)

第12 処方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合（掲示事項等告示第12関係）

介護老人保健施設の入所者である患者に対する薬剤又は治療材料の支給を目的とした処方せんの交付の禁止の例外として、次の場合を定めたものであること。

- ① 悪性新生物を目的とする処方せんを交付する場合

する場合

- ② 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ③ 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくはV効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はH1のV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ④ インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑤ 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体注回活性複合体の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑥ 自己連続携帯式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑦ 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第4節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑧ エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑨ ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑩ 人工腎臓用透析液（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑪ 血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑫ 生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

- ② 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ③ 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくはV効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はH1のV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合